

文書番号	会員 02 ver.02.01.01	会員資格基準	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2014年5月31日

(目的)

第1条 本規程は、当学会定款（以下「定款」という）第2章に規定する会員の資格基準に関する諸事項を定めるものである。

(学生会員)

第2条 定款第6条の二および定款第13条の五に規定する学生の身分を証明する手続きは、大学等（大学院修士課程、博士課程を含む）に学生として在籍していること、あるいは、社会人が大学等に学生として在籍していることを証明する手続きであり、学生等の身分を証明する書類（学生証等）の写しを、学生会員の資格を得ようとする年度の会費納入時に当学会に提出し、学生等の身分を証明しなければならない。

2 年度当初に学生等の身分が証明されていれば、年度途中で学生会員資格を失っても、当該年度は学生会員として扱われる。

(会費等の未納)

第3条 当学会の会費等の未納がある者は、定款第6条に規定する会員の資格を得ることができない。

2 前項に該当する者が会員の資格を得るためには、未納の会費等を全額納付しなければならない。

3 前項の当学会に対する未納の会費等には、当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会に対する未納の会費等を含む。

附則

1 この規程の改廃は、一般社団・財団法人法第44条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基づき、社員総会の議決を得て行うものとする。

2 この規程は、2010年5月16日から施行する。

3 この変更規程は、2014年5月31日から施行する。

以下余白